

施設利用・イベント関係の措置内容

＜施設利用関係＞

	施設	措置内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ イベントの開催も5時から21時までの間の働きかけ 酒類を提供できる時間は、11時から20時30分の間とする イベント開催時は、別添3「催物の開催制限等について」を 遵守すること ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※表中各号については、特措法施行令第11条による。

※入場整理等の働きかけ：施設内外に混乱が生じることがないように、入場の整理及び誘導を徹底する

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

施設利用・イベント関係の措置内容

<施設利用関係>

	施設	措置内容
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ 酒類を提供できる時間は、11時から20時30分の間とする ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ (生活必需物資を除く。)、入場整理の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	感染防止対策の徹底等
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理の働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※表中各号については、特措法施行令第11条による。

※入場整理等の働きかけ：施設内外に混乱が生じることがないように、入場の整理及び誘導を徹底する

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する